

岩手競馬再生推進基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5 月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

岩手競馬再生推進基金条例施行規則の一部を改正する規則

岩手競馬再生推進基金条例施行規則（平成19年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>1</u> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>2</u> <u>組合及び構成団体に対する資金の貸付利率は、岩手競馬再生推進基金条例施行規則の一部を改正する規則（平成23年岩手県規則第40号）の施行の日から平成28年3月31日までの間、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 組合 年0.01パーセント</u></p> <p><u>(2) 構成団体 県の歳計現金の運用利回りと同水準となるよう知事が定める率（第3条第1項第2号イただし書の規定に基づき貸付期間が延長された場合においては、年度ごとに県の歳計現金の運用利回りと同水準となるよう知事が定める率）</u></p> <p><u>3</u> <u>第3条第2項の規定は、前項に規定する貸付利率に係る貸付利息の額の計算について準用する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に岩手県競馬組合に対し貸し付けられている資金に係る貸付利息の額は、当該資金を貸し付けた日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの日数に応じこの規則による改正前の岩手競馬再生推進基金条例施行規則第3条第1項第1号アの規定により定められた貸付利率を乗じて計算した額と施行日から平成24年3月31日までの日数に応じこの規則による改正後の岩手競馬再生推進基金条例施行規則附則第2項に定める貸付利率を乗じて計算した額を合算した額とする。